

川俣事務所 かわら版 No.100 (2022.8)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

残暑お見舞い申し上げます。

連日、熱中症警戒アラートが発令されています。

新型コロナも急拡大しており、マスクを外せない日々が続いていますので、適度に水分や塩分を補給し、熱中症対策をしてください。

60時間超の残業に対する割増率50%へ（令和5年4月～）

法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える時間外労働が月60時間を超えたと、その部分に対する割増率が現行の25%増しから50%増しに変更になります。

法定休日（週1日の休日）に労働した時間はこれに含みませんが、その他の休日に労働した時間は含めて計算します。例えば、令和5年4月に次のように労働した場合は、16時間について50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

日	月	火	水	木	金	土	※月～金は毎日3時間残業、8日と22日の休日は8時間勤務したすると・・・
						①	
②	3	4	5	6	7	⑧	3h×5+8h=23h
⑨	10	11	12	13	14	⑮	3h×5=15h
⑯	17	18	19	20	21	⑳	3h×5+8h=23h
㉓	24	25	26	27	28	㉑	3h×5=15h 合計76h
⑳							4/22の最後の1時間と24日からの残業が50%以上

事務所仮移転について

すでにご案内いたしました但、令和4年8月16日より、下記へ事務所を仮移転させます。このため、8月10日（水）は臨時休業させていただきます。

また、8月11日（木）より15日（月）は夏休みとなります。

皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

